

## 駐輪場利用規約(自転車)

協新建設工業株式会社(以下「当社」)が管理する当駐輪場を利用の際は、必ず本利用規約の内容を確認しご理解の上お申込みご契約ください。

本駐輪場をご利用の際は、「会費ペイ」への申込に必要事項を登録し(1 アカウント1台とする)、本駐輪場を利用できる車両は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律」に基づき防犯登録した車両に限るものとします。

### 第1条(短期間駐輪のための「場所」の提供及び料金)

当駐輪場は短期間駐輪の「場所」を有償にて提供することを目的としたものであり、自転車を保管・管理するものではありません。また場内は駐輪以外の目的には使用できません。

当駐輪場は、月極駐輪場とし、料金は月額3,000円(消費税別途)とする。

### 第2条(駐輪期間)

当駐輪場の利用期間は1か月単位の月極とし、支払が行われない場合は鍵の開錠ができなくなりますのでご注意ください。

### 第3条(放置車両の取扱い)

(1) 駐輪場利用者が事前に場内掲示の緊急連絡先に連絡することなく、前条に定める駐輪期間を超えて駐輪している場合、当社は、当該利用者に対し、駐輪場内に掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を出庫するよう要求することができるものとします。

(2) 上記の当社が指定する日までに届出されたことを確認できない場合は、当社は以下の対応ができるものとします。

- 1.利用者を確知するために、車両・付帯装着物・積載物等の調査をします。
- 2.管理上支障があると当社が判断した場合は、駐輪場内に掲示した上で、車両を当社が指定する保管場所に移動します。
- 3.当該車両の所有者に引渡しを行います。この場合、利用者は、当社に対して何らの異議を申し立てないものとします。
- 4.当社の指定する日から30日を経過した場合で、利用者が該当車両の所有者であるときは、その所有権を放棄し、当社において当該車両の廃棄その他の処分をすることに同意したものとみなします。処分に要した代金は利用者負担となります。

### 第4条(駐輪することができる車両)

当駐輪場は、自転車専用です。原動機付自転車・自動二輪車等の車両は駐輪できません。

自転車に、防犯登録のステッカーが掲示されている車両に限り駐輪できます。

危険物を積載している車両・附属装着物等があり、接触により駐輪場施設、機器、他の車両、利用者に損傷を発生させる恐れがある車両及びその他駐輪場の管理上支障にある車両は駐輪できません。

## 第5条(駐輪料金)

- (1) 申込から料金のお支払いについては、代金収納システム「会費ペイ」の規約をご確認ください。
- (2) 料金は先払いです。申込時に初期費用と当月分及び次月分の料金を所定の方法でお支払い頂きます。お支払い完了後、メールにて鍵の開錠についてのご案内をします。
- (3) 契約期間中に解約される場合は、1ヶ月単位の利用料金とし、日割り精算は行わないものとします。
- (4) 利用期間中であっても、経済情勢の変動、その他負担金の増加等やむを得ない事由が発生した場合には、利用料を変更することができるものとします。

## 第6条(駐輪場利用方法)

- (1) 自転車駐輪場の利用者は、必ず駐車枠の区画内に格納していただき、確実に施錠してください。

## 第7条(利用上の禁止行為)

- (1) 本駐輪場は転貸または第三者への使用許諾等は禁止します。
- (2) 飲酒・薬物使用状態での利用は禁止します。
- (3) 場内での走行及び大きな声や音を出す行為は禁止します。
- (4) 場内での喫煙または火の使用は禁止します。
- (5) 場内へのゴミの放置、立小便等の不衛生な行為は禁止します。
- (6) 当社関係者以外の方は、当駐輪場内の駐輪に関係のない施設への立ち入り及び機器に触れることを禁止します。
- (7) 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。

## 第8条(不正駐輪)

1.以下の駐輪方法は「不正駐輪」とみなします。

- (1)第4条(駐輪することができる車両)に違反した車両
- (2)事前に連絡がなく第2条(駐輪期間)に違反した車両
- (3)自転車駐車位置スペース以外の空きスペース及び車路への駐輪

2.不正駐輪を発見した場合、当社は警察への通報、貼紙等をする場合があります。この場合、正規駐輪料金に加えて、当該対応に要する費用を請求します。当該対応により生じる利用者の損失は補償いたしません。

## 第9条(解約について)

当駐輪場を解約する場合は、解約を希望する月の前月10日までに解約の申入れを書面又はメールで管理会社にお申し出下さい。

例：5月から解約を行いたい場合、4月10日までにお申し出ください。

4月10日を過ぎてしまった場合、6月より解約となります。

日割精算等による返金を含めた一切の返金は行われません。

ただし、当社都合の解約の場合はこの限りではありません。

#### 第 10 条(画像・映像情報の取り扱い)

当社は、カメラ等で当駐輪場等内および当駐輪場等周辺を撮影した画像・映像情報について、駐輪場等の運営管理、不正駐輪等の取り締まり、警察等による防犯・捜査等の目的の範囲内で利用します。また、撮影した画像・映像情報は、上記利用目的に基づいて当社が必要と判断した場合および法令に基づき開示・提供する義務がある場合を除き、利用者およびその他の第三者に開示・提供をすることはありません。

#### 第 11 条(利用者の賠償責任)

当駐輪場の利用者が本規約や駐輪場内で掲示された規定に違反した場合または故意もしくは過失により駐輪場の設備・機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐輪場の全部または一部の休業しなければならない場合は、それにより逸失した営業上の利益を含みます）を賠償していただきます。

#### 第 12 条(免責事項)

当社は以下のいずれについても責任を負いません。

- 1.車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失、汚損、破損、事故、故障その他の不具合
- 2.他の利用者その他の第三者の行為または当駐輪場等内に存在する車両、附属物もしくは積載物に起因して発生した損害
- 3.利用に際して機器等のトラブルに起因する損害、及び待ち時間に関連付随する損害
- 4.工事・催事等で交通規制があり車両の入出庫が制限されることにより発生した損害
- 5.天災地変、自然災害(地震・落雷・台風・洪水・降雪)、戦乱、暴動、火災その他不可抗力、不正駐輪による出庫妨害その他の第三者の行為、利用者同士のトラブル、電力事情の変動その他の当社の責めに帰すことのできない事由に起因して、車両の所有者または利用者が被った損害

#### 第 13 条(本規約の変更)

当社は、民法第 548 条の 4 の規定に従い本規約を変更する場合、利用者の事前の承認なしに、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者にあらかじめ告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発生日または適切な告知方法において明示した効力発生日より生ずるものとします。

以上

2023 年 10 月 1 日制定  
協新建設工業株式会社